



銚子市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年12月19日

銚子市監査委員 明 石 博
同 石 井 陽 一

令和7年度

財政援助団体等監査報告書

銚子市監査委員

1 監査の対象

(1) 指定管理者

特定非営利活動法人あおぞら

(2) 所管課室

社会福祉課障害支援室

(3) 対象業務及び事務

銚子市児童発達支援センターわかば（以下「センター」という。）の指定管理者が、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの委託期間のうち、令和6年度のセンターの管理運営に係る業務及びその他の事務の執行

2 監査の期間

令和7年8月22日から令和7年9月30日まで

3 監査の方法

監査は、指定管理者及び所管課室から提出された資料、提示された出納関係帳票その他関係書類に基づき、センターが関係法令、銚子市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び管理運営に関する基本協定書等の定めるところにより適正に管理されているかを主眼とし、現地確認及び関係者から説明を聴取する方法により実施した。

4 監査の概要

(1) 施設の概要等

① 所在地 銚子市三崎町3丁目96番地の1

② 設置の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行うほか、次に掲げる事業を実施することにより、障害のある児童の福祉の増進を図る。

ア 法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービス

イ 法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援

ウ 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援

エ 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する計画相談支援及び同条第19項に規定する基本相談支援

③ 施設の内容

ア 敷地面積 2,964.04㎡

- イ 建物面積 612.30㎡
 舎屋 537.09㎡ (コンクリート平屋建て)
 車庫 60.31㎡ (鉄骨平屋建て)
 倉庫 14.90㎡ (木造平屋建て)

(単位：㎡)

室名	室数	面積
発達支援室	4	143.10 (内訳)
		37.09
		33.43
		34.87
		37.71
遊戯室	1	67.47
医務室・静養室	1	12.96
相談室	1	7.60

室名	室数	面積
食堂	1	40.97
調理室	1	20.52
事務室	1	48.26
洗濯室	1	9.72
更衣室	1	10.05
給湯室	1	5.25
教材庫	2	15.06
その他	—	156.13

(2) 財政援助等の内容

- ① 指定管理委託料 7,388,383円

※ センターの利用に係る利用者負担金等及び障害児通所給付費その他給付費は、指定管理者が収受し、指定管理者の収入とする(利用料金制)。

② 指定管理者の主な業務

ア 利用の許可及びこれに付随する業務

イ 各種支援事業に関する業務

(ア) 児童発達支援業務

(イ) 居宅訪問型児童発達支援業務

(ウ) 保育所等訪問支援業務

(エ) 障害児相談支援業務

(オ) 特定相談支援業務

(カ) その他利用児童等のサービス向上に資するものとして提案された業務

ウ 施設及び設備の維持管理及び補修に関する業務

エ 児童発達支援のための送迎用車両の運行に関する業務

③ 運営体制(令和6年度)

施設長1名、児童発達支援管理責任者1名、児童指導員1名、保育士6名、看護師1名、理学療法士1名、調理員2名、運転手1名、事務職員1名、訪問支援員2名(兼務)、相談支援専門員3名

④ センターの利用状況（令和6年度）

ア 児童発達支援事業

契約者数				開所日数	延利用 人数
年度当初	増	減	年度末		
40人	5人	2人	43人	242日	4,304人

イ 居宅訪問型児童発達支援訪問支援事業

契約者数				延訪問 件数
年度当初	増	減	年度末	
0人	0人	0人	0人	0件

ウ 保育所等訪問支援事業

契約者数				延訪問 件数
年度当初	増	減	年度末	
4人	0人	0人	4人	31件

エ 障害児相談支援事業

契約者数				相談支援件数		
年度当初	増	減	年度末	計画	モニタリング	合計
64名	13名	10名	67名	46件	168件	214件

オ 特定相談支援事業

契約者数				相談支援件数		
年度当初	増	減	年度末	計画	モニタリング	合計
66名	11名	9名	68名	47件	147件	194件

5 監査の結果

センターの管理運営に係る業務、出納その他の事務については、概ね適正に執行されていたものと認められた。

指定管理者においては、関係法令、条例及び規則並びに国のガイドラインの遵守、利用児童に係る安全計画の作成、インシデントに対する組織的な情報共有体制、アレルギーやハラール食に対応した給食の提供、保育士の確保及び研修成果の共有による保育士の資質向上に努めるなど、児童に配慮し支援するうえで効果的かつ効率的な施設管理運営が行われていた。

一方で、経理の執行や業務の処理に関して、一部に次のような改善を要する事項が見受けられた。

- ・ 収支決算書に記載される経費について、消防用設備等保守点検業務に係る未契約の事務処理、浄化槽ブローア修理に係る見積書の日付未記載、言語聴覚士の交通費における支給規定の未整備及び領収書の領収書綴未編綴など、関係書類の不備が見られたほか、腸内細菌検査（検便）費用における支払事務に不適切な処理が認められた。経理関係書類及びその支出の根拠を整備し、支払のチェック体制を見直すことにより、公費たる指定管理料を適正に執行し透明性を確保するよう図られたい。
- ・ 職員のタイムカードについて、出退勤の事項に誤記載が見られたほか、職員の出退勤を確認するための押印がされていなかった。職員の勤務の有無及び出退勤の時刻の管理は、労働基準法第4章及び「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、適正に対処されたい。
- ・ 災害発生時の避難場所とする施設の管理者の利用許可について、施設管理者の許可は口頭で得ているが、早急に施設管理者への申請及び許可を書面により執り行うよう図られたい。また、災害等の避難訓練に際しては、不測の事態に備えた対応及び連絡手段の機能不全を想定した保護者との連絡体制の確保方法など訓練内容を再度検討されたい。併せて、災害時に、警察、消防及び病院などの関係機関と連携した体制ができるよう、所管課室と協議し対応されたい。

なお、通園バスと原付バイクの接触事故は人命に係わる重大なアクシデントであり、児童の通園体制に支障が生じたことは看過できない事態であることから、今後は徹底した安全運転・管理の励行に努められたい。

所管課室においては、以上の事項を踏まえて指定管理者の管理・監督に努められたい。

基本協定書に記載されている市の貸与備品について、基本協定書に記載のない市の備品を指定管理者による処分とし、これに係る経費を指定管理料から支出することを容認していたほか、市の貸与物品の異動について、購入及び廃棄に係る処理及び記録が書面で処理されていなかった。所管課室は指定管理者と協力して市及び指定管理者の管理備品を確認して備品の異動状況を明らかにし、年度協定書に締結時点で最新の備品の状況を記すなど双方が確認できるようにするとともに、協定に基づく費用負担区分により備品を管理するよう図られたい。

センターにおける災害発生時の対応については、避難場所として指定する施設の利用許可や警察、消防及び病院などの関係機関との連携体制の確立について、指定管理者と協議するとともに、災害発生時における児童の保護者への連絡や問い合わせなど適切な対応方法を指定管理者と共に検討されたい。

なお、通園バスと原付バイクの接触事故は看過できない事態であることから指定管理者と共に安全運転及び管理体制を再度構築し事態の収束に向けて取り組まれたい。

今後とも所管課室と指定管理者が連絡をより一層密にし、関係する保育所や特別支援学校との連携を図ることで、児童発達支援センターが地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担い、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するとともに、本市における障害児支援の向上に資するよう児童発達支援の推進に努められたい。